

**I 総 則**

1 目的

- 子ども施策の推進に関し、基本理念を定め、道の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体で子ども施策を総合的かつ計画的に推進する
- 子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す

2 定義

- 子ども 心身の発達の過程にある者
- 子ども施策 子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策
- 保護者 親権を行う者等子どもを現に監護する者
- 学校関係者等 学校その他これらに類する施設の関係者
- 子ども・子育て支援団体等 子ども・子育ての支援を行うことを目的とする法人その他の団体又は個人

3 基本理念

- ① 全ての子どもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全ての子どもについて、適切に養育され、生活を保障されるなど、福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保されること
- ④ 全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること
- ⑤ 国、道、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び道民が相互に連携し、協力して社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること

4 責務・役割

- 道の責務 子ども施策を総合的かつ計画的に実施する
- 保護者の役割 子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、自立心を育成し、子どもの健やかな成長及び発達並びにその自立を図るよう努める
- 学校関係者等の役割 学校等における子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、育つことができる環境の整備に努める
- 事業者の役割 雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努める
- 子ども・子育て支援団体等の役割 専門的知識及び経験を活用し、子ども・子育て支援を推進するよう努めるとともに、道及び市町村が行う子ども施策に協力するよう努める
- 道民の役割 子ども施策について関心及び理解を深め、子ども施策に協力するよう努める

5 市町村との連携協力

道は、子ども施策の実施に当たり、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども施策に協力する

**II 基本的施策**

- 子ども計画 子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を定める
- 子ども施策に対する子ども等の意見の反映 子ども施策の策定等に当たり、子ども等の意見を反映させるため、意見の聴取その他の必要な措置を講ずる
- 子どもの社会参加の促進 子どもが社会の一員として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて、社会的活動に参画できる環境の整備に努める
- 推進体制の整備 国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び道民との連携の強化に努め、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する子ども施策が適切に行われるよう、社会全体で子どもを支える取組の推進に必要な体制を整備する
- 子どもの権利の周知・擁護
  - ・ 広報活動等を通じて道民に周知を図り、その理解を得るよう努める
  - ・ 子どもが、自らの権利が尊重され、保障されていることについて認識し、他者を尊重することができるよう必要な措置を講ずるよう努める
  - ・ 相談に対応する機関等の適切な周知及び普及啓発並びに子ども又は保護者その他の関係者からの相談に対応する支援体制の充実に努める
- 子どもの居場所づくり 子どもが地域において、安全で安心して自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進する
- 財政上の措置 子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

**III 北海道子ども施策審議会**

○北海道における子ども施策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道子ども施策審議会を設置